

納税者権利憲章をつくる会／TCフォーラム

2021年度活動報告書

(2021年4月1日～2022年3月31日)

2021年度の活動報告

(1)2021年6月22日(月)に第29回定時総会をオンライン開催

2020年度第28回定時総会・記念講演はコロナ禍終息の兆が見えず、開催を中止しました。2021年度も同様に厳しい状況にあり、第29回定時総会はオンラインにより開催しました。記念講演は『税務調査のデジタル化と納税者の権利』をテーマに、代表委員の石村耕治、運営委員の岡田俊明、事務局長の平石共子の3人が報告を行い、新しい時代を見据えた納税者の権利とは何かについて、大いに学び議論をしました。

●報告者のテーマは以下のとおり

- ①税務調査のデジタル化と納税者の権利 報告者:岡田俊明
- ②反面調査のデジタル化と納税者の権利 報告者:石村耕治
- ③情報公開法を使った納税者支援調整官活動の調査 報告者:平石共子

(1)オンライン運営会議における政策勉強会の開催

コロナ禍で運営会議はオンラインで開催されています。運営会議では、今後の運営方針や運動の方向性を探るため、運営委員や事務局員を中心に以下のとおり政策勉強会を開催しました。また、第8回からは、事務局に申し込めば、一般会員もこの勉強会に参加できるようにしました。

- 第8回 7/12(月) 「問われるタンポン課税と納税者の権利(1)」
- 第9回 8/26(火) 「問われるタンポン課税と納税者の権利(2)」
- 第10回 9/27(月) 「国税庁が求める税理士法改正(案)を斬る」
～税理士は税務署のお手伝いさんでいいのか
- 第11回 10/21(木) 「税務援助制度と税理士のあり方」
～市民・納税者に開かれた税務専門職制度をグローバルに探る
- 第12回 11/29(月) 「電子インボイス」とは何か
～電子インボイスは商取引の国家監視が狙い:EUなどでの電子インボイスの危険な使われ方を検証する
- 第13回 12/22(水) 「22年度税制改正大綱を読む」
- 第14回 2/1(火) 「電子的税務調査手法の法活用と納税者の権利」
～法定外手法の分析を中心に～

(2)パンフレット『納税者支援調整官を使いこなそう』、『質問応答記録書とは何か』の作成・発行、会員や市民・納税者への普及

政策勉強会を進めるとともに、その成果を一般に人たちにも知ってもらうために、2021年度は、次の2つのパンフレットを作成・発行し、その普及に努めました。

一つは、2021年11月に発行した「納税者支援調整官を使いこなそう」のパンフレットです。課税庁に配置されている納税者支援調整官が2001(平成13)年7月にスタートしてから、20年目を迎えていました。しかし、あまり活用されていないことが分かりました。そこで納税者に支援調整官を積極的に活用してもらうために、TCフォーラムがパンフレットを発行したわけです。市民・納税者目線で、使い勝手のよい支援調整官に改善していく、わが国でも先進諸国にあるような真の納税者オンブズパースンの確立を目指そうというわけです。この運動を進めていくことにより、納税者権利憲章制定の必要性を広く認識してもらうことにもつなげようというわけです。

このパンフレットについては、会員や関係団体67から、合計6,304部の申込みがありました。

もう一つは、2022年2月に発行した『質問応答記録書とは何か』のパンフレットです。税務署は、税務調査の際に、事実を確認する、証拠固めをするために、従来から上申書、申述書、聴取書などを利用してきました。ところが、2013(平成25)年に、国税庁は、新たに「質問応答記録書作成の手引きについて」を内部通達により税務職員に配付し、税務調査においては質問応答記録書を使うようになりました。

ところが、質問応答記録書の仕組みやどういった場合に使うのかなどについて、納税者らにはまったく非公開なのです。納税者らは、質問応答記録書を知るには、情報公開法を使って開示を求めるしか手立てがないのです。それに、質問応答記録書の作成に協力しても、そのコピーすらくれないのです。個人情報保護法を使ってコピーを入手するしか手立てはないのです。まさに、密室税務行政の典型といえます。

そこで、TCフォーラムは、質問応答記録書とは何かを明らかにし、税務調査の際に調査官から質問応答記録書の作成に協力を求められたとき、納税者らが自分の権利を守るため、どのように対応したらよいのかを説明したパンフレットを作成・発行しました。

このパンフレットについては、会員や関係団体64より、合計6,096部の申込みがありました。新年度に入っても申込みが続いています。

以上